

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	一七	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件	一六
○生活保護法による指定医療機関の		○事業を廃止した旨届出があつた件	一七
		○県営土地改良事業計画を定めた件	一七
		○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	一七
		公 告	

告 示

福島県告示第二百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年五月十日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
医療法人積善堂博多医院	田村市滝根町神俣字関場一	指定年月日	平成二十三年一月一日
さとう歯科・矯正歯科クリニク	河沼郡会津坂下町字市中四番甲三七八四	同	同 年三月一日
スマイリー薬局天神町店	福島市天神町一五一一二	同	同
あけぼの薬局新白河店	白河市豊地弥次郎九一一	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第二百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があつた。

平成二十三年五月十日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
医療法人積善堂博多医院	田村市滝根町神俣字関場一	廃止年月日	平成二十三年一月一日
加藤医院	双葉郡檜葉町北田字下山根八五	同	平成二十二年二月三十一日
星園科医院	南会津郡南会津町松戸原一一八	同	同 月二十九日
佐藤歯科医院	河沼郡会津坂下町字市中四番甲三七九〇	同	平成二十三年二月二十八日
あけぼの薬局新白河店	白河市豊地弥次郎九一一	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第二百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、反田地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十日

- 一 縦覧に供する書類 福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平
- 二 縦覧の期間 平成二十三年五月十一日から(二十日間) 月三十日まで
- 三 縦覧の場所 喜多方市役所 (農村計画課)

福島県告示第二百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十三年五月十日

- 一 施行者の名称 郡山市 福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業(郡山市公共下水道事業)

公 告

公告第八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年五月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年四月二十七日
- 二 名称
NPO法人郡山農学校
- 三 代表者の氏名
伊藤 和
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市清水台一丁目六番地の十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、郡山市民や共通の目的を持つ者に対して、安心安全で美味しい農産物の生産・消費等、地元の農業や食文化に対する理解を深める為の事業を行い、農業を主とした経済活動の活性化を通じて、東日本大震災後の郡山市の復興と発展に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

三 事業認可の年月日 昭和五十二年七月二十二日
四 事業施行期間（変更前） 昭和三十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
（変更後） 昭和三十三年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし。
使用の部分 変更なし。

（下水道課）